

## 学校感染症と診断されたら

学校では児童の健康管理上、下表にあげております学校感染症にかかった場合、出席停止となり登校できません。学校感染症と診断された場合には学校に連絡をしてください。その後は医師の指示にしたがい、登校の許可が出ましたら、医師に所定の用紙『登校許可書』に記入していただき、登校の際、ご提出ください。『登校許可書』は、学校のホームページ(各種規定)からダウンロードしてプリントアウトしていただくか、学校まで取りに来ていただければお渡します。

ただし、新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザ、溶連菌感染症については、診断後の学校への連絡のみ必要です。(『登校許可書』の提出は不要です。)

尚、幼稚園につきましても同様の対応をお願いいたします。

### 学校感染症一覧

|          | 病 名   | 期 間  |
|----------|---|--|
| 第一種      | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ | 治癒するまで   |
| 第二種      | インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）   | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで <b>【登校許可書は不要】</b>                    |
|          | 百日咳   | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで                            |
|          | 麻疹（はしか）   | 解熱した後3日を経過するまで   |
|          | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）   | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで                        |
|          | 風疹（三日ばしか）   | 発疹が消失するまで  |
|          | 水痘（水ぼうそう）   | すべての発疹が痂皮化するまで   |
|          | 咽頭結膜熱（プール熱）   | 主要症状が消退した後2日を経過するまで  |
|          | 新型コロナウイルス感染症  | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで <b>【登校許可書は不要】</b>                 |
|          | 結核  | 症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで                                       |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 |   |  |
| 第三種      | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症   | 症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで<br><b>【その他の感染症のうち、溶連菌感染症は登校許可書不要】</b> |